

法令（抜粋）	条 例	規 則	開発許可審査指針	開発指導基準（廃止）
<p>都市計画法 （目的） 第1条 この法律は、都市計画の内容及びその決定手続、都市計画制限、都市計画事業その他都市計画に関し必要な事項を定めることにより、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もって国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。</p> <p>（開発許可の基準） 第33条第3項 地方公共団体は、その地方の自然的条件の特殊性又は公共施設の整備、建築物の建築その他の土地利用の現状及び将来の見通しを勘案し、前項の政令で定める技術的細目のみによっては環境の保全、災害の防止及び利便の増進を図ることが困難であると認められ、又は当該技術的細目によらなくとも環境の保全、災害の防止及び利便の増進上支障がないと認められる場合においては、政令で定める基準に従い、条例で、当該技術的細目において定められた制限を強化し、又は緩和することができる。</p>	<p>（趣旨） 第1条 この条例は、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第33条第3項及び第4項並びに第34条第8号の3及び第8号の4並びに都市計画法施行令（昭和44年政令第158号。以下「政令」という。）第36条第1項第3号の八の規定により、開発許可等の基準に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>（趣旨） 第1条 この規則は、都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例（平成16年長野県条例第23号。以下「条例」という。）の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>第1章 総 則 （趣旨） 第1 この指針は、開発行為等の許可の審査について、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）都市計画法施行令（昭和44年政令第158号。以下「政令」という。）、都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号。以下「省令」という。）、都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例（平成16年長野県条例第23号。以下「条例」という。）及びその他関係法令の規定する内容に関して必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>第1章 総 則 （趣旨） 第1 この基準は、開発行為の実施について都市計画法（昭和43年法律第100号以下「法」という。）、都市計画法施行令（昭和44年政令第158号以下「政令」という。）、都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号以下「省令」という。）及びその他関係法令に規定するもののほか必要な事項を定めるものとする。</p>
			<p>第2章 開発計画 （開発地の選定） 第2 開発地の選定に当たって、あらかじめ法令等による行為規制、地形、地質、地盤条件等の土地条件、過去の災害記録、各種公表された災害危険想定地域の関係資料等について必要な情報を収集し、防災上の観点から検討が行われたものであること。</p> <p>（環境保全） 第3 開発行為の計画に当たって、開発地とその周辺における自然の地形、樹木等を有効に利用するほか、遺跡、文化財、災害等に留意しながら良好な環境を保全するよう配慮されたものであること。</p> <p>2 遺跡、文化財等の取扱いについては、「開発と文化財の取扱いについての調整、調査に関する事務処理等の標準について」（昭和61年4月11日建設省経整発第21号、建設省経民発第9号、建設省都区発第26号）によるものとする。</p> <p>3 土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）の規定による有害物質使用特定施設の敷地であった土地を開発しようとする場合は、必要な手続き及び措置を講じられたものであること。</p>	<p>第3章 開発計画 （環境保全） 第3 開発行為の計画に当たっては、開発地とその周辺における自然の地形、樹木等を有効に利用するほか、遺跡、文化財等にも留意しながらできる限り良好な環境を保全するものとする。</p> <p>（開発地の選定） 第4 開発行為をしようとする者は、開発地の選定に当たり、現地調査、地形図、地質図、文献等により開発地及びその周辺の区域の状況について調査し、開発地の安全性を確認するものとする。</p>

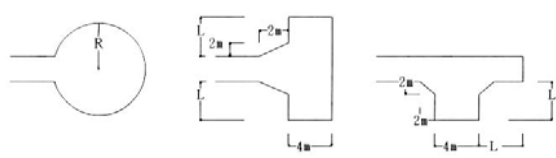

法令（抜粋）	条 例	規 則	開発許可審査指針	開発指導基準（廃止）
<p>都市計画法 （開発許可の基準） 第33条第4項 地方公共団体は、良好な住居等の環境の形成又は保持のため必要と認める場合においては、政令で定める基準に従い、条例で、区域、目的又は予定される建築物の用途を限り、開発区域内において予定される建築物の敷地面積の最低限度に関する制限を定めることができる。 （開発許可を受けた土地以外の土地における建築等の制限）</p> <p>都市計画法施行令 （法第33条第4項の政令で定める基準） 第29条の3 法第33条第4項の政令で定める基準は、建築物の敷地面積の最低限度が200メートル（市街地の周辺その他の良好な自然的環境を形成している地域においては、300平方メートル）を超えないこととする。</p>	<p>（法第33条第4項の規定による予定される建築物の敷地面積の最低限度） 第4条 法第33条第4項の規定による開発区域内において予定される建築物の敷地面積の最低限度は、市街化調整区域内において行われる開発行為で予定される建築物の用途が住宅（住宅以外の用途を兼ねるものを含む。）であるものについて、300平方メートルとする。ただし、開発区域の形状、開発区域内の土地の地形、開発区域内において予定される建築物の規模等に照らしてこれによることが著しく困難であると認められる場合は、この限りでない。</p>			<p>第4章 開発区域の構成計画 （街区計画） 第5 街区は、居住者の動線、通風、採光等を予定建築物に応じて考慮し、計画するものとする。 2 戸建住宅の標準的な街区にあっては、長辺をおおむね80メートルから120メートル、短辺をおおむね30メートルから50メートルとする。 3 街区構成として道路のU字形配置方式又は袋路状方式を取り入れる場合においては、居住者の通行及び避難上支障とならないよう必要に応じて、歩行者専用道路等を有効に配置するものとする。 （宅地規模） 第6 戸建住宅の一宅地規模は、原則として200平方メートル以上とする。ただし、用途地域の指定のある区域にあっては、150平方メートル以上とすることができる。 2 長屋建住宅の一宅地規模は、一戸当たり原則として80平方メートル以上とする。 地区計画、建築協定等により良好な居住環境の確保が図れる見込みがある開発計画については、前2項の規定によらないことができる。</p>
<p>都市計画法 （公共施設の管理者の同意等） 第32条 開発許可を申請しようとする者は、あらかじめ、開発行為に関係がある公共施設の管理者と協議し、その同意を得なければならない。 2 開発許可を申請しようとする者は、あらかじめ、開発行為又は開発行為に関する工事により設置される公共施設を管理することとなる者その他政令で定める者と協議しなければならない。 3 前2項に規定する公共施設の管理者又は公共施設を管理することとなる者は、公共施設の適切な管理を確保する観点から、前2項の協議を行うものとする。 （開発行為等により設置された公共施設の管理） 第39条 開発許可を受けた開発行為又は開発行為に関する工事により公共施設が設置されたときは、その公共施設は、第36条第3項の公告の日の翌日において、その公共施設の存する市町村の管理に属するものとする。ただし、他の法律に基づく管理者が別にあるとき、又は第32条第2項の協議により管理者について別段の定めをしたときは、それらの者の管理に属するものとする。</p>			<p>第3章 公共施設の管理 （公共施設の管理の適正化） 第4 開発行為又は開発行為に関する工事により設置される公共施設の管理者について法第39条ただし書きの規定による別段の定めをする場合は、その公共施設の存する市町村長と管理をすることとなる者が、次に掲げる事項について管理協定を締結して管理を行うものであること。 (1) 目的 (2) 適用範囲 (3) 管理方法 (4) 協議等 (5) 費用負担 (6) 雑則 (7) その他</p>	<p>第2章 開発指導等 （指導等） 第2 市町村長等は、開発行為の指導並びに法第32条の協議に当たっては、この基準に準拠して行うものとする。</p>

法令（抜粋）	条 例	規 則	開発許可審査指針	開発指導基準（廃止）
<p>都市計画法 （開発許可の基準） 第33条 七 開発区域内の土地が、地盤の軟弱な土地、がけ崩れ又は出水のおそれが多い土地その他これらに類する土地であるときは、地盤の改良、擁壁の設置等安全上必要な措置が講ぜられるように設計が定められていること。 2 前項各号に規定する基準を適用するについて必要な技術的細目は、政令で定める。 都市計画法施行令 第28条 法第33条第2項に規定する技術的細目のうち、同条第1項第7号に関するものは、次に掲げるものとする。 一 開発区域内の地盤が軟弱である場合には、地盤の沈下又は開発区域外の地盤の隆起が生じないように、土の買換え、水抜きその他の措置が講ぜられていること。 四 盛土をする場合には、盛土に雨水その他の地表水の浸透によるゆるみ、沈下又は崩壊が生じないように、締固めその他の措置が講ぜられていること。 五 著しく傾斜している土地において盛土をする場合には、盛土をする前の地盤と盛土とが接する面がすべり面とならないように、段切りその他の措置が講ぜられていること。 六 開発行為によって生じたがけ面は、崩壊しないように、国土交通省令で定める基準により、擁壁の設置、石張り、芝張り、モルタル吹付けその他の措置が講ぜられていること。 都市計画法施行規則 （がけ面の保護） 第23条 切土をした土地の部分に生ずる高さが2メートルをこえるがけ、盛土をした土地の部分に生ずる高さが1メートルをこえるがけ又は切土と盛土とを同時にした土地の部分に生ずる高さが2メートルをこえるがけのがけ面は、擁壁でおおわなければならない。（略） （擁壁に関する技術的細目） 第27条 第23条第1項の規定により設置される擁壁については、次に定めるところによらなければならない。 2 開発行為によって生ずるがけのがけ面を覆う擁壁で高さが2メートルを超えるものについては、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第142条（同令第七章の八の準用に関する部分を除く。）の規定を準用する。</p>	<p>（政令第28条に係る技術的細目において定められた制限の強化） 第3条 法第33条第3項の規定による技術的細目において定められた制限の強化のうち、政令第28条第4号から第6号までに係るものは、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げるものであることとする。 左欄 政令第28条第4号に規定する技術的細目において定められた制限の強化 右欄 （1）盛土の高さが15メートル以上である場合にあつては、知事が定める方法により、のり面の安定性が確認されていること。 （2）盛土には、ゆるみ、沈下又は崩壊が生じるおそれの多いものが用いられていないこと。 （3）盛土をする前の地盤面に湧水又は地下浸透水がある場合にあつては、盛土内に滞水が生じないように必要な措置が講じられていること。 左欄 政令第28条第5号に規定する技術的細目において定められた制限の強化 右欄 盛土をする前の地盤面の勾配が15度を超え、かつ、盛土の高さが2メートルを超える場合にあつては、規則で定めるところにより、盛土をする前の地盤面に段切りが講じられていること。 左欄 政令第28条第6号に規定する技術的細目において定められた制限の強化 右欄 切土又は盛土によって生じたがけ（規則で定めるものに限る。）には、規則で定めるところにより、小段が設けられていること。</p>	<p>（条例第3条第1項の規定による段切り等） 第2条 条例第3条第1項の規定による段切りは、次の各号のいずれにも該当する段が設けられるよう行われるものとする。 （1）高さ0.5メートル以上であること。 （2）幅1メートル以上であること。 （3）当該段の上面に盛土をする前の地盤面の下端に向かって盛土内の水が流れるように勾配がとられていることその他排水のための措置が講じられていること。 2 条例第3条第1項の規則で定めるがけは、地表面が水平面に対し30度を超える角度を成す土地（地表面が硬岩盤であるものを除く。）とする。 3 条例第3条第1項の規定による小段は、次の各号のいずれにも該当するものであることとし、がけの高さ5メートル以内ごとに設けられるものとする。 （1）幅1.5メートル以上であること。 （2）側溝その他の排水のための措置が講じられていること。</p>	<p>第4章 造成 （造成の設計） 第5 造成の設計に当たり、気象、地形、地質、地質構造、土質、環境、土地利用状況に関する調査を行い、開発区域（必要に応じてその周辺区域を含む。）の状況を確認されたものであること。 2 造成計画に当たり、できる限り開発区域内及びその周辺で土量のバランスがとれるように計画されたものであり、やむを得ず残土を区域外に搬出する場合は、運搬経路の設定に当たり、事前に経路付近の状況を調査し、必要に応じて関係機関等と打ち合わせを行い、騒音、振動、塵埃等の防止に努めるとともに、運搬時の道路交通状況を把握し安全な運搬のための必要な措置が講じられているものであること。また、受入地において埋め立てや盛土を行う場合は、土砂の崩壊や降雨による流出等のより災害が生じないよう適切な措置が講じられているものであること。 3 地盤調査等により、地層に泥炭質土盤、軟らかい粘土質土盤等が見られる場合及び安定計算を要する場合は、土質試験等によるものであること。 4 条例第3条に規定する、盛土の高さが15メートル以上である場合ののり面の安定性の確認は、必要に応じて地質学等の学識経験者や専門技術者による考察等により確認すること。 5 盛土材料は、せん断強度が大きく、かつ、圧縮性の小さい土を使用するものとし、ベントナイトや有機質を含んだ土は使用しないものとする。 6 盛土に際し旧地盤の切株、雑草、腐食土等は、除去するものとする。 7 条例第3条の規定による盛土内に滞水が生じないよう必要な措置は、在来地盤に湧水箇所等がある場合に、盛土内に水平排水層等を設置して地下水の上昇を防ぐとともに、降雨による浸透水を速やかに排除して盛土の安定が図られるものであること。 8 省令第23条の規定による擁壁は、建設省制定「土木構造物標準設計」及び社団法人日本建築士会連合会発行「構造図集擁壁」を参考とする。  （防災工事） 第6 工事施工中において、急激な出水、濁水及び土砂の流出が生じないよう、湧水箇所及び法面に仮排水路を設置するとともに、必要な箇所に仮防災調整池、沈砂池を設置する等の土砂流出防止対策が施されるものであること。 2 土砂流出防災対策として設置する仮防災調整池、沈砂池、仮排水路等は、本工事の着手に先立って施工されるものであること。</p>	<p>第5章 造成 （造成の設計） 第7 造成の設計は、開発区域及び当該開発行為に関する工事をする区域の地形、地質、地下水、地盤等について調査の上行うものとする。 第8 造成計画に当たっては、できる限り開発区域内及びその周辺で土量のバランスがとれるように計画するものとする。 （切土） 第9 勾配が30度を超え、かつ、高さが5メートルを超える切土については、高さ5メートル以内ごとに幅1メートル以上の小段を設置し、小段には排水施設を設けるものとする。 （盛土） 第10 盛土高さは、原則として15メートル未満とする。ただし、安定計算により安全上支障がないと認められる場合においては、盛土高さを15メートル以上とすることができる。 2 高さが5メートルを超える盛土については、高さ5メートル以内毎に幅1.5メートル以上の小段を設置し、小段には排水施設を設けるものとする。 3 盛土材料は、せん断強度が大きく、かつ、圧縮性の小さい土を使用するものとし、ベントナイトや有機質を含んだ土は使用しないものとする。 4 盛土に際し旧地盤の切株、雑草、腐食土等は、除去するものとする。 5 盛土に際し地盤面に湧水及び地下浸透水がある場合は、暗渠等を用いて排水するものとする。 6 政令第28条第5号の規定による段切り等の措置は、旧地盤の傾斜が20パーセント以上、かつ、盛土高さが2メートルを超える場合に行うものとし、段切りに当たっては、高さ0.3メートルから2メートル、幅1メートル以上の段をとるものとする。 また、段には3パーセントから5パーセントの排水勾配をつけるものとする。 （防災工事） 第11 造成工事中は、湧水箇所及び法面に仮排水路を設置するとともに、要所に沈砂池を設けるものとする。 2 防災調整池の構造及び規模は、長野県土木部河川課の「開発に伴う調整池技術基準（案）」（昭和50年9月13日付50河第231号）により設置するものとする。 （擁壁） 第12 省令第23条の規定による擁壁は、宅地造成等規制法施行令（昭和37年政令第16号）第6条から第10条まで及び第15条の規定又は建設省制定「土木構造物標準設計」により設置するものとする。</p>

法令（抜粋）	条 例	規 則	開発許可審査指針	開発指導基準（廃止）																																														
<p>都市計画法 第33条第1項 二 主として、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為以外の開発行為にあっては、道路、公園、広場その他の公共の用に供する空地（消防に必要な水利が十分でない場合に設置する消防の用に供する貯水施設を含む。）が、次に掲げる事項を勘案して、環境の保全上、災害の防止上、通行の安全上又は事業活動の効率上支障がないような規模及び構造で適当に配置され、かつ、開発区域内の主要な道路が、開発区域外の相当規模の道路に接続するように設計が定められていること。この場合において、当該空地に関する都市計画が定められているときは、設計がこれに適合していること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 開発区域の規模、形状及び周辺の状況</li> <li>ロ 開発区域内の土地の地形及び地盤の性質</li> <li>ハ 予定建築物等の用途</li> <li>ニ 予定建築物等の敷地の規模及び配置</li> </ul> <p>都市計画法施行令 第25条 法第33条第2項に規定する技術的細目のうち、同条第1項第2号に関するものは、次に掲げるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 道路は、都市計画において定められた道路及び開発区域外の道路の機能を阻害することなく、かつ、開発区域外にある道路と接続する必要があるときは、当該道路と接続してこれらの道路の機能が有効に発揮されるように設計されていること。</li> <li>二 予定建築物等の用途、予定建築物等の敷地の規模等に応じて、6メートル以上12メートル以下で国土交通省令で定める幅員（小区間で通行上支障がない場合は、4メートル）以上の幅員の道路が当該予定建築物等の敷地に接するように配置されていること。ただし、開発区域の規模及び形状、開発区域の周辺の土地の地形及び利用の態様等に照らして、これによることが著しく困難と認められる場合であって、環境の保全上、災害の防止上、通行の安全上及び事業活動の効率上支障がないと認められる規模及び構造の道路で国土交通省令で定めるものが配置されているときは、この限りでない。</li> </ul> <p>都市計画法施行規則 第20条 令第25条第2号の国土交通省令で定める道路の幅員は、住宅の敷地又は住宅以外の建築物若しくは第一種特定工作物の敷地でその規模が1,000平方メートル未満のものにあつては6メートル（多雪地域で、積雪時における交通の確保のため必要があると認められる場合にあつては、8メートル）、その他のものにあつては9メートルとする。</p>			<p>第5章 道 路 （道路幅員） 第7 開発区域内の道路幅員の数値のとり方は、当該開発区域を管轄する市町村が定める基準による。なお、当該市町村に基準が定められていない場合、「宅地開発指導要綱に関する措置方針について」（昭和58年8月2日付建設省計民発第50号建設省事務次官通達）第1- 四 - (1)の図を標準とする。</p> <p>（小幅員区画道路） 第8 政令第25条第2号の規定による小区間で通行上支障がない場合の道路とは、「小幅員区画道路の計画基準（案）」（昭和61年4月11日建設省経宅発第38号建設省建設経済局長通達）に適合するもので、適切に維持管理されることが認められるものであること。</p>	<p>第6章 道 路 （道路計画） 第13 開発区域内の道路は、発生交通量、居住者の動線等を考慮し開発区域の規模に応じて、第14に掲げる道路を適切に配置するものとする。 （区域内の道路） 第14 道路の幅員は、次の表に掲げる道路幅員の数値以上とする。ただし、別荘開発その他これらに類する保健休養施設の開発については、この限りでない。</p> <table border="1" data-bbox="2389 604 2849 823"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>敷地面積</th> <th>0.1ha未満</th> <th>0.1ha以上 10ha未満</th> <th>10ha以上 20ha未満</th> <th>20ha以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">住宅地 開 発</td> <td>小幅員区画道路</td> <td colspan="4">4m（有効幅員）</td> </tr> <tr> <td>主要な区画道路</td> <td colspan="4">6m</td> </tr> <tr> <td>補助幹線道路</td> <td colspan="4">9m</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">上記 の 開 発</td> <td>幹線道路</td> <td colspan="2">6m（敷地が1,000㎡以上の場合は9m）</td> <td colspan="2">12m</td> </tr> <tr> <td>補助幹線道路</td> <td colspan="4">9m</td> </tr> <tr> <td>幹線道路</td> <td colspan="4">12m</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 区画道路とは、主として各敷地が接する道路をいう。</li> <li>(2) 補助幹線道路とは、区画道路と接続し、幹線道路と連絡する道路をいう。</li> <li>(3) 幹線道路とは、おおむね500メートル間隔で組み、母都市あるいは地区外の主要な地点とを結ぶ道路をいう。</li> <li>(4) 道路幅員の数値のとり方は、次の図を標準とする。なお、L型側溝、コンクリート蓋を設置する等実態的に見て車両通行上支障がない場合で道路管理者が認めたときは、有効幅員に含めることができるものとする。</li> </ul> <div data-bbox="2389 1255 2849 1402" style="text-align: center;"> <p>U型側溝（蓋なし）敷設の場合 L型側溝敷設の場合 歩車道分離の場合</p> </div> <p>第15 政令第25条第2号の規定による小区間で通行上支障がない場合の道路とは、次の各号に掲げるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 1ヘクタール以上の住宅地開発であつて、開発区域内又は開発区域周辺の幅員6メートル以上の道路に接続する道路で、道路延長が次の表に掲げる数値以下のもの</li> <li>(2) 1ヘクタール未満の住宅地開発にあつては、開発区域の周辺に幅員4メートル以上の道路が既にあり、この道路又は開発区域内の幅員6メートル以上の道路に接続している道路で、道路延長が前号に掲げる数値以下のもの</li> </ul> <table border="1" data-bbox="2410 1837 2843 1942"> <thead> <tr> <th>道路形状</th> <th>※ 道路延長（単位：メートル）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>グリッド状道路 十字状道路</td> <td>120</td> </tr> <tr> <td>U字状道路</td> <td>250</td> </tr> <tr> <td>放射状道路</td> <td>35</td> </tr> </tbody> </table> <p>道路延長とは、道路中心線の長さの合計とする。</p>	種別	敷地面積	0.1ha未満	0.1ha以上 10ha未満	10ha以上 20ha未満	20ha以上	住宅地 開 発	小幅員区画道路	4m（有効幅員）				主要な区画道路	6m				補助幹線道路	9m				上記 の 開 発	幹線道路	6m（敷地が1,000㎡以上の場合は9m）		12m		補助幹線道路	9m				幹線道路	12m				道路形状	※ 道路延長（単位：メートル）	グリッド状道路 十字状道路	120	U字状道路	250	放射状道路	35
種別	敷地面積	0.1ha未満	0.1ha以上 10ha未満	10ha以上 20ha未満	20ha以上																																													
住宅地 開 発	小幅員区画道路	4m（有効幅員）																																																
	主要な区画道路	6m																																																
	補助幹線道路	9m																																																
上記 の 開 発	幹線道路	6m（敷地が1,000㎡以上の場合は9m）		12m																																														
	補助幹線道路	9m																																																
	幹線道路	12m																																																
道路形状	※ 道路延長（単位：メートル）																																																	
グリッド状道路 十字状道路	120																																																	
U字状道路	250																																																	
放射状道路	35																																																	

法令（抜粋）	条 例	規 則	開発許可審査指針	開発指導基準（廃止）
<p>都市計画法施行令                      二 予定建築物等の用途、予定建築物等の敷地の規模等に応じて、6メートル以上12メートル以下で国土交通省令で定める幅員（小区間で通行上支障がない場合は、4メートル）以上の幅員の道路が当該予定建築物等の敷地に接するように配置されていること。ただし、開発区域の規模及び形状、開発区域の周辺の土地の地形及び利用の態様等に照らして、これによることが著しく困難と認められる場合であって、環境の保全上、災害の防止上、通行の安全上及び事業活動の効率上支障がないと認められる規模及び構造の道路で国土交通省令で定めるものが配置されているときは、この限りでない。</p> <p>都市計画法施行規則                      第20条の2 令第25条第2号ただし書の国土交通省令で定める道路は、次に掲げる要件に該当するものとする。                      一 開発区域内に新たに道路が整備されない場合の当該開発区域に接する道路であること。                      二 幅員が4メートル以上であること。</p>			<p>（敷地に接する既存道路）                      第9 政令第25条第2号ただし書きの規定は、省令第20条の2各号に掲げる要件に該当する道路が配置されているもののうち、次の各号に該当する場合に適用できるものとする。                      (1) 「開発許可制度運用指針」（平成13年5月2日国総民第9号国土交通省総合政策局宅地課民間宅地指導室）-5-1-(1)に適合するものであること。                      (2) 当該開発区域を管轄する市町村長の環境の保全上、災害の防止上、通行の安全上及び事業活動の効率上支障がない旨の意見が付されているものであること。</p>	<p>政令第25条第2号ただし書きの運用                      （平成7年4月10日付け7建第44号）                      政令第25条第2号ただし書きの規定は、都市計画法施行規則（昭和44年省令第49号）第20条の2各号に掲げる要件に該当する道路が配置されているもののうち、次の各号に該当するものに適用することができるものであること。                      (3) 開発区域外の既存道路に直接接して行われる一敷地の単体的な自己の業務用に係る開発行為であること。                      (4) 開発計画及び周辺の状況が、次のいずれかに該当するもの。                      ア 開発面積が1ヘクタール未満であるもの                      イ 周辺にがけや河川等が存在し、拡幅が困難であること。                      ウ 既存道路沿いに家屋が連たんしており、道路拡幅が困難であること。                      エ 敷地が接する部分の既存道路を6メートル以上の幅員で交通の用に供するように整備し、かつ、交通に支障を来さないよう配慮した開発計画であること。                      (3) 開発計画及びの道路の状況等が次のすべてに該当するものであること。                      ア 道路中心線から、1階にあっては3メートル、2階以上にあっては5メートル以内に建築物が配置されないこと。                      イ 当該道路は商店連たん地区や駅周辺の歩行者が多い道路でないこと。                      ウ 既存道路の申請時交通量と開発区域から発生する推定交通量の和が、道路構造令に規定する道路幅員に対応する台数以内であること。                      エ 予定建築物は大規模商業施設（売場面積1,500平方メートルを超えるもの）又は大規模流通業務施設（最大規模が5トン以上の大型自動車の発着回数が1日平均20回以上のもの）</p>

法令（抜粋）	条 例	規 則	開発許可審査指針	開発指導基準（廃止）																		
<p>都市計画法施行令 第25条 法第33条第2項に規定する技術的細目のうち、同条第1項第2号に関するものは、次に掲げるものとする。</p> <p>四 開発区域内の主要な道路は、開発区域外の幅員9メートル（主として住宅の建築の用に供する目的で行なう開発行為にあつては、6.5メートル）以上の道路（開発区域の周辺の道路の状況によりやむを得ないと認められるときは、車両の通行に支障がない道路）に接続していること。</p> <p>五 開発区域内の幅員9メートル以上の道路は、歩車道が分離されていること。</p> <p>都市計画法施行規則 第24条 令第29条の規定により定める技術的細目のうち、道路に関するものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 道路は、砂利敷その他の安全かつ円滑な交通に支障を及ぼさない構造とし、かつ、適当な値の横断勾配が附されていること。</p> <p>二 道路には、雨水等を有効に排出するため必要な側溝、街渠その他の適当な施設が設けられていること。</p> <p>三 道路の縦断勾配は、9パーセント以下であること。ただし、地形等によりやむを得ないと認められる場合は、小区間に限り、12パーセント以下とすることができる。</p> <p>四 道路は、階段状でないこと。ただし、もっぱら歩行者の通行の用に供する道路で、通行の安全上支障がないと認められるものにあつては、この限りでない。</p> <p>七 歩道は、縁石線又はさくその他これに類する工作物によって車道から分離されていること。</p>			<p>（接続道路） 第10 政令第25条第4号の規定による車両の通行に支障がない道路とは、建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項に規定する道路で、法第32条第1項の規定による管理者の同意が得られたものであること。</p> <p>（道路の構造） 第11 省令第24条第1号及び第2号の規定による道路の構造及び施設は、当該開発区域を管轄する市町村が定める基準によるものとする。なお、当該市町村に基準が定められていない場合は、道路構造令（昭和45年10月29日政令第320号）の規定に準ずるものとする。</p> <p>（縦断勾配） 第12 省令第24条第3号ただし書の規定は、すべり止めの処置等を施し、適切に維持管理されることが認められるものに適用することができるものとする。</p>	<p>（歩道の幅員） 第16 歩車道を区分する場合の歩道の幅員は、1.5メートル以上とする。ただし、街路樹、電柱等の路上施設を設ける場合においては、必要に応じて幅員を増すものとする。</p> <p>（接続道路） 第17 政令第25条第4号の規定による車両の通行に支障がない道路とは、建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項に規定する道路とする。ただし、小規模な開発で二方向に避難できる等周辺の状況によりやむを得ない場合においては、同法第42条第2項に規定する道路とすることができる。</p> <p>（道路の舗装） 第18 省令第24条第1号の規定による構造は、凍上深度並びに通行車両の種別及び交通量を勘案するものとする。なお、当該開発区域を管轄する市町村に舗装基準がある場合においては、これによることことができる。</p> <p>（曲線半径） 第19 車道の屈曲部のうち緩和区間を除いた部分の中心線の曲線半径は、当該道路の幅員に応じ、次の表に掲げる数値以上とする。</p> <table border="1" data-bbox="2368 1008 2873 1087"> <caption>（単位：メートル）</caption> <thead> <tr> <th>道路幅員</th> <th>12</th> <th>9</th> <th>6</th> <th>5</th> <th>4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>曲線半径</td> <td>150</td> <td>100</td> <td>60</td> <td>30</td> <td>15</td> </tr> </tbody> </table> <p>（横断勾配） 第20 省令第24条第1号の規定による横断勾配は、次の表のとおりとする。ただし、曲線部分の片勾配にあつては、この限りでない。</p> <table border="1" data-bbox="2368 1239 2873 1360"> <caption>（単位：パーセント）</caption> <thead> <tr> <th>路面の種類</th> <th>横断勾配</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>セメント・コンクリート舗装 アスファルト・コンクリート舗装</td> <td>1.5以上2以下</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>3以上5以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>（道路の排水施設） 第21 道路には、雨水等が有効に排出できるように次の各号に掲げる規格以上の側溝を設けるものとする。ただし、側溝の構造は現場打鉄筋コンクリート造であっても差し支えないものとする。</p> <p>(1) U字溝の場合は、日本工業規格による遠心力鉄筋コンクリートU形240以上のものであること。</p> <p>(2) L字溝の場合は、日本工業規格による遠心力鉄筋コンクリートL形350以上のものであること。</p> <p>（縦断勾配） 第22 住宅地内の道路で縦断勾配が9パーセントを越える場合においては、舗装の上すべり止めの処置を施すものとする。</p>	道路幅員	12	9	6	5	4	曲線半径	150	100	60	30	15	路面の種類	横断勾配	セメント・コンクリート舗装 アスファルト・コンクリート舗装	1.5以上2以下	その他	3以上5以下
道路幅員	12	9	6	5	4																	
曲線半径	150	100	60	30	15																	
路面の種類	横断勾配																					
セメント・コンクリート舗装 アスファルト・コンクリート舗装	1.5以上2以下																					
その他	3以上5以下																					

法令（抜粋）	条 例	規 則	開発許可審査指針	開発指導基準（廃止）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
<p>都市計画法施行規則                      第24条 令第29条の規定により定める技術的細目のうち、道路に関するものは、次に掲げるものとする。                      五 道路は、袋路状でないこと。ただし、当該道路の延長若しくは当該道路と他の道路との接続が予定されている場合又は転回広場及び避難通路が設けられている場合等避難上及び車両の通行上支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>六 歩道のない道路が同一平面で交差し、若しくは接続する箇所又は歩道のない道路のまがりかどは、適当な長さで街角が切り取られていること。</p>			<p>（袋路状道路）                      第13 省令第24条第5号ただし書きの規定は、適切に維持管理されることが認められるものに適用することができるものとする。</p> <p>（道路の隅切り）                      第14 省令第24条第6号の規定による道路の交差角の隅切りは、当該開発区域を管轄する市町村が定める基準によるものとする。なお、当該市町村に基準が定められていない場合、次の表を標準とする。</p> <table border="1" data-bbox="1795 1050 2326 1365"> <thead> <tr> <th rowspan="2">道路の幅員</th> <th rowspan="2">交差角</th> <th colspan="4">隅切りの方法</th> <th colspan="4">隅切りを直線とする場合の底辺</th> <th colspan="4">隅切りを円弧とする場合の半径</th> </tr> <tr> <th>道路の幅員</th> <th>交差角</th> <th>道路の幅員</th> <th>交差角</th> <th>道路の幅員</th> <th>交差角</th> <th>道路の幅員</th> <th>交差角</th> <th>道路の幅員</th> <th>交差角</th> <th>道路の幅員</th> <th>交差角</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">メートル</td> <td rowspan="2">60以下 90前後 120以上</td> <td rowspan="2">(61°~119°)</td> <td>4</td><td>4</td><td>4</td><td>4</td><td>4</td><td>4</td><td>4</td><td>4</td><td>4</td><td>4</td><td>4</td><td>4</td> </tr> <tr> <td>6</td><td>6</td><td>6</td><td>6</td><td>6</td><td>6</td><td>6</td><td>6</td><td>6</td><td>6</td><td>6</td><td>6</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">4</td> <td rowspan="2">60以下 90前後 120以上</td> <td rowspan="2">(61°~119°)</td> <td>4</td><td>4</td><td>4</td><td>4</td><td>4</td><td>4</td><td>4</td><td>4</td><td>4</td><td>4</td><td>4</td><td>4</td> </tr> <tr> <td>6</td><td>6</td><td>6</td><td>6</td><td>6</td><td>6</td><td>6</td><td>6</td><td>6</td><td>6</td><td>6</td><td>6</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">6</td> <td rowspan="2">60以下 90前後 120以上</td> <td rowspan="2">(61°~119°)</td> <td>6</td><td>6</td><td>6</td><td>6</td><td>6</td><td>6</td><td>6</td><td>6</td><td>6</td><td>6</td><td>6</td><td>6</td> </tr> <tr> <td>9</td><td>9</td><td>9</td><td>9</td><td>9</td><td>9</td><td>9</td><td>9</td><td>9</td><td>9</td><td>9</td><td>9</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">9</td> <td rowspan="2">60以下 90前後 120以上</td> <td rowspan="2">(61°~119°)</td> <td>9</td><td>9</td><td>9</td><td>9</td><td>9</td><td>9</td><td>9</td><td>9</td><td>9</td><td>9</td><td>9</td><td>9</td> </tr> <tr> <td>12</td><td>12</td><td>12</td><td>12</td><td>12</td><td>12</td><td>12</td><td>12</td><td>12</td><td>12</td><td>12</td><td>12</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">12</td> <td rowspan="2">60以下 90前後 120以上</td> <td rowspan="2">(61°~119°)</td> <td>12</td><td>12</td><td>12</td><td>12</td><td>12</td><td>12</td><td>12</td><td>12</td><td>12</td><td>12</td><td>12</td><td>12</td> </tr> <tr> <td>15</td><td>15</td><td>15</td><td>15</td><td>15</td><td>15</td><td>15</td><td>15</td><td>15</td><td>15</td><td>15</td><td>15</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">15</td> <td rowspan="2">60以下 90前後 120以上</td> <td rowspan="2">(61°~119°)</td> <td>15</td><td>15</td><td>15</td><td>15</td><td>15</td><td>15</td><td>15</td><td>15</td><td>15</td><td>15</td><td>15</td><td>15</td> </tr> <tr> <td>18</td><td>18</td><td>18</td><td>18</td><td>18</td><td>18</td><td>18</td><td>18</td><td>18</td><td>18</td><td>18</td><td>18</td> </tr> </tbody> </table>	道路の幅員	交差角	隅切りの方法				隅切りを直線とする場合の底辺				隅切りを円弧とする場合の半径				道路の幅員	交差角	道路の幅員	交差角	道路の幅員	交差角	道路の幅員	交差角	道路の幅員	交差角	道路の幅員	交差角	メートル	60以下 90前後 120以上	(61°~119°)	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	4	60以下 90前後 120以上	(61°~119°)	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	60以下 90前後 120以上	(61°~119°)	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	60以下 90前後 120以上	(61°~119°)	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	60以下 90前後 120以上	(61°~119°)	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	60以下 90前後 120以上	(61°~119°)	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	<p>（袋路状道路）                      第23 省令第24条第5号ただし書きの規定による袋路状道路は、次の各号によるものとする。                      (1) 幅員6メートル以上、かつ、延長100メートル以下とすること。                      (2) 幅員4メートル(有効幅員)以上、かつ、延長35メートル以下とすること。                      (3) 終端には、次の図のいずれかに該当する転回広場を設けること。</p> <p>2 別荘開発その他これらに類する保健休養施設の開発については、前項第1号及び第2号の規定は適用しないことができる。</p>  <p>（道路の隅切り）                      第24 道路の交差角は原則として45度以上とし、その隅切りは次の表を基準とする。</p> <table border="1" data-bbox="2359 966 2878 1281"> <thead> <tr> <th rowspan="2">道路の幅員</th> <th rowspan="2">交差角</th> <th colspan="4">隅切りの方法</th> <th colspan="4">隅切りを直線とする場合の底辺</th> <th colspan="4">隅切りを円弧とする場合の半径</th> </tr> <tr> <th>道路の幅員</th> <th>交差角</th> <th>道路の幅員</th> <th>交差角</th> <th>道路の幅員</th> <th>交差角</th> <th>道路の幅員</th> <th>交差角</th> <th>道路の幅員</th> <th>交差角</th> <th>道路の幅員</th> <th>交差角</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">メートル</td> <td rowspan="2">60以下 90前後 120以上</td> <td rowspan="2">(61°~119°)</td> <td>4</td><td>4</td><td>4</td><td>4</td><td>4</td><td>4</td><td>4</td><td>4</td><td>4</td><td>4</td><td>4</td><td>4</td> </tr> <tr> <td>6</td><td>6</td><td>6</td><td>6</td><td>6</td><td>6</td><td>6</td><td>6</td><td>6</td><td>6</td><td>6</td><td>6</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">4</td> <td rowspan="2">60以下 90前後 120以上</td> <td rowspan="2">(61°~119°)</td> <td>4</td><td>4</td><td>4</td><td>4</td><td>4</td><td>4</td><td>4</td><td>4</td><td>4</td><td>4</td><td>4</td><td>4</td> </tr> <tr> <td>6</td><td>6</td><td>6</td><td>6</td><td>6</td><td>6</td><td>6</td><td>6</td><td>6</td><td>6</td><td>6</td><td>6</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">6</td> <td rowspan="2">60以下 90前後 120以上</td> <td rowspan="2">(61°~119°)</td> <td>6</td><td>6</td><td>6</td><td>6</td><td>6</td><td>6</td><td>6</td><td>6</td><td>6</td><td>6</td><td>6</td><td>6</td> </tr> <tr> <td>9</td><td>9</td><td>9</td><td>9</td><td>9</td><td>9</td><td>9</td><td>9</td><td>9</td><td>9</td><td>9</td><td>9</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">9</td> <td rowspan="2">60以下 90前後 120以上</td> <td rowspan="2">(61°~119°)</td> <td>9</td><td>9</td><td>9</td><td>9</td><td>9</td><td>9</td><td>9</td><td>9</td><td>9</td><td>9</td><td>9</td><td>9</td> </tr> <tr> <td>12</td><td>12</td><td>12</td><td>12</td><td>12</td><td>12</td><td>12</td><td>12</td><td>12</td><td>12</td><td>12</td><td>12</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">12</td> <td rowspan="2">60以下 90前後 120以上</td> <td rowspan="2">(61°~119°)</td> <td>12</td><td>12</td><td>12</td><td>12</td><td>12</td><td>12</td><td>12</td><td>12</td><td>12</td><td>12</td><td>12</td><td>12</td> </tr> <tr> <td>15</td><td>15</td><td>15</td><td>15</td><td>15</td><td>15</td><td>15</td><td>15</td><td>15</td><td>15</td><td>15</td><td>15</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">15</td> <td rowspan="2">60以下 90前後 120以上</td> <td rowspan="2">(61°~119°)</td> <td>15</td><td>15</td><td>15</td><td>15</td><td>15</td><td>15</td><td>15</td><td>15</td><td>15</td><td>15</td><td>15</td><td>15</td> </tr> <tr> <td>18</td><td>18</td><td>18</td><td>18</td><td>18</td><td>18</td><td>18</td><td>18</td><td>18</td><td>18</td><td>18</td><td>18</td> </tr> </tbody> </table> 	道路の幅員	交差角	隅切りの方法				隅切りを直線とする場合の底辺				隅切りを円弧とする場合の半径				道路の幅員	交差角	道路の幅員	交差角	道路の幅員	交差角	道路の幅員	交差角	道路の幅員	交差角	道路の幅員	交差角	メートル	60以下 90前後 120以上	(61°~119°)	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	4	60以下 90前後 120以上	(61°~119°)	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	60以下 90前後 120以上	(61°~119°)	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	60以下 90前後 120以上	(61°~119°)	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	60以下 90前後 120以上	(61°~119°)	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	60以下 90前後 120以上	(61°~119°)	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18
道路の幅員	交差角	隅切りの方法				隅切りを直線とする場合の底辺				隅切りを円弧とする場合の半径																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
		道路の幅員	交差角	道路の幅員	交差角	道路の幅員	交差角	道路の幅員	交差角	道路の幅員	交差角	道路の幅員	交差角																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
メートル	60以下 90前後 120以上	(61°~119°)	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
			6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
4	60以下 90前後 120以上	(61°~119°)	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
			6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
6	60以下 90前後 120以上	(61°~119°)	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
			9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
9	60以下 90前後 120以上	(61°~119°)	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
			12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
12	60以下 90前後 120以上	(61°~119°)	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
			15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
15	60以下 90前後 120以上	(61°~119°)	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
			18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
道路の幅員	交差角	隅切りの方法				隅切りを直線とする場合の底辺				隅切りを円弧とする場合の半径																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
		道路の幅員	交差角	道路の幅員	交差角	道路の幅員	交差角	道路の幅員	交差角	道路の幅員	交差角	道路の幅員	交差角																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
メートル	60以下 90前後 120以上	(61°~119°)	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
			6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
4	60以下 90前後 120以上	(61°~119°)	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
			6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
6	60以下 90前後 120以上	(61°~119°)	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
			9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
9	60以下 90前後 120以上	(61°~119°)	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
			12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
12	60以下 90前後 120以上	(61°~119°)	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
			15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
15	60以下 90前後 120以上	(61°~119°)	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
			18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														

法令（抜粋）	条 例	規 則	開発許可審査指針	開発指導基準（廃止）						
<p>都市計画法施行令 第25条 六 開発区域の面積が0.3ヘクタール以上5ヘクタール未満の開発行為にあっては、開発区域に、面積の合計が開発区域の面積の3パーセント以上の公園、緑地又は広場が設けられていること。ただし、開発区域の周辺に相当規模の公園、緑地又は広場が存在する場合、予定建築物等の用途が住宅以外のものであり、かつ、その敷地が一である場合等開発区域の周辺の状況並びに予定建築物等の用途及び敷地の配置を勘案して特に必要がないと認められる場合は、この限りでない。</p> <p>七 開発区域の面積が5ヘクタール以上の開発行為にあっては、国土交通省令で定めるところにより、面積が一箇所300平方メートル以上であり、かつ、その面積の合計が開発区域の面積の3パーセント以上の公園（予定建築物等の用途が住宅以外のものである場合は、公園、緑地又は広場）が設けられていること。</p> <p>第29条の2 五 第二十五条第六号の技術的細目に定められた制限の強化は、次に掲げるところによるものであること。</p> <p>八 設置すべき公園、緑地又は広場の面積の合計の開発区域の面積に対する割合の最低限度について、6パーセントを超えない範囲で、開発区域及びその周辺の状況並びに予定建築物等の用途を勘案して特に必要があると認められる場合に行うこと。</p> <p>六 第二十五条第七号の技術的細目に定められた制限の強化は、国土交通省令で定めるところにより、設置すべき公園、緑地若しくは広場の数若しくは一箇所当たりの面積の最低限度又はそれらの面積の合計の開発区域の面積に対する割合の最低限度（六パーセントを超えない範囲に限る。）について行うものであること。</p> <p>都市計画法施行規則 第25条 令第29条の規定により定める技術的細目のうち、公園に関するものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 面積が1,000平方メートル以上の公園にあっては、2以上の出入口が配置されていること。</p> <p>二 公園が自動車交通量の著しい道路等に接する場合は、さく又はへの設置その他利用者の安全の確保を図るための措置が講ぜられていること。</p> <p>三 公園は、広場、遊戯施設等の施設が有効に配置できる形状及び勾配で設けられていること。</p> <p>四 公園には、雨水等を有効に排出するための適当な施設が設けられていること。</p>	<p>（政令第25条に係る技術的細目において定められた制限の強化） 第2条 法第33条第3項の規定による技術的細目において定められた制限の強化のうち、政令第25条第6号及び第7号に係るものは、設置すべき公園、緑地又は広場の面積の合計の開発区域の面積に対する割合の最低限度について、開発行為が用途地域の定められていない土地の区域内において行われるものであり、かつ、予定建築物等の用途が住宅以外のものである場合に、6パーセントとすることとする。</p>		<p>第6章 公園、緑地等 （公園、緑地等の面積） 第15 政令第25条第6号ただし書の規定は、開発区域の付近に公園が存在する場合、自己の業務用の開発行為でその敷地が一である場合、開発行為の目的が別荘地である場合及び再開発型開発行為（開発許可制度運用指針（平成13年5月2日国総民第9号国土交通省総合政策局宅地課民間宅地指導室） - 5 - 2 - (3)）である場合等、開発区域周辺の状況、予定建築物等の用途及び敷地の配置を勘案して、当該開発区域を管轄する市町村長の特に設ける必要がない旨の意見が付されている場合に適用することができるものとする。</p>	<p>第7章 公園、緑地等 （公園、緑地等の面積） 第25 政令第25条第6号の規定による公園、緑地及び広場の1か所の面積は、次の表によるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="2359 394 2881 478"> <thead> <tr> <th>開 発 区 域 の 面 積</th> <th>1か所の面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.3ヘクタール以上1.0ヘクタール未満</td> <td>90平方メートル以上</td> </tr> <tr> <td>1.0ヘクタール以上5.0ヘクタール未満</td> <td>200平方メートル以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>政令第25条第6号ただし書きの運用 （平成7年4月10日付け7建第44号） 政令第25条第6号ただし書の規定は、次の各号のいずれかに該当するものに適用することができるものとする。</p> <p>(1) 開発区域の付近に公園が存在する場合で、次のいずれかに該当するものであること。</p> <p>ア 開発区域が、2,500平方メートル以上の公園の周囲概ね250メートルの範囲内に隣接するものであること。</p> <p>イ 開発区域が当該面積の12パーセント以上の面積を有する公園に隣接するものであること。</p> <p>(2) 自己の業務用の開発行為でその敷地が一であるもの。ただし、予定建築物が工場、事業所、興行所、百貨店、物品販売業を営む店舗その他多数の者が集まる用途である場合は、次の事項をすべて満たすものに限る。</p> <p>ア 任意に設定する幅が4メートル以上の公園、緑地又は広場等の空地（グラウンド、テニスコート等福利厚生のための空地を含む。以下「余裕地」という。）が、開発区域の5パーセント以上確保されているものであること。</p> <p>イ 少なくとも1か所の余裕地の面積が、150平方メートル以上であること。</p> <p>ウ 余裕地は環境の保全上、災害の防止上又は利用者の利便上有効に配置されたものであること。</p> <p>(3) 開発行為の目的が別荘地であるもの</p> <p>(4) 再開発型開発行為（昭和62年8月18日付け建設省経民発第31号建設省建設経済局長通達の下記の2）であるもの （公園、緑地等の地形）</p> <p>第26 公園、緑地及び広場は、原則として平坦であることとし、勾配がある場合においては、利用形態等を考慮して幼児及び児童の安全が確保されるよう配慮するものとする。</p>	開 発 区 域 の 面 積	1か所の面積	0.3ヘクタール以上1.0ヘクタール未満	90平方メートル以上	1.0ヘクタール以上5.0ヘクタール未満	200平方メートル以上
開 発 区 域 の 面 積	1か所の面積									
0.3ヘクタール以上1.0ヘクタール未満	90平方メートル以上									
1.0ヘクタール以上5.0ヘクタール未満	200平方メートル以上									



法令（抜粋）	条 例	規 則	開発許可審査指針	開発指導基準（廃止）
<p>都市計画法 第33条第1項 四 主として、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為以外の開発行為にあつては、水道その他の給水施設が、第二号イから二までに掲げる事項を勘案して、当該開発区域について想定される需要に支障を来さないような構造及び能力で適当に配置されるように設計が定められていること。この場合において、当該給水施設に関する都市計画が定められているときは、設計がこれに適合していること。</p> <p>都市計画法施行令 第25条 八 消防に必要な水利として利用できる河川、池沼その他の水利が消防法（昭和23年法律第186号）第20条第1項の規定による勧告に係る基準に適合していない場合において設置する貯水施設は、当該基準に適合しているものであること。</p> <p>消防法 第20条 消防に必要な水利の基準は、消防庁がこれを勧告する。</p>				<p>第8章 給水施設 （給水施設） 第27 開発区域内の給水施設は、水道事業者の定める施設基準に基づき設計し、施工するものとする。 （消防水利施設） 第28 消防水利施設は、消防法第20条第1項の規定による消防水利の基準（昭和39年消防庁告示第7号）に適合するよう配置するものとする。</p>

法令（抜粋）	条 例	規 則	開発許可審査指針	開発指導基準（廃止）																		
<p>都市計画法 第33条 三 排水路その他の排水施設が、次に掲げる事項を勘案して、開発区域内の下水道法(昭和三十二年法律第七十九号)第二条第一号に規定する下水を有効に排出するとともに、その排出によって開発区域及びその周辺の地域に溢水等による被害が生じないような構造及び能力で適当に配置されるように設計が定められていること。この場合において、当該排水施設に関する都市計画が定められているときは、設計がこれに適合していること。 イ 当該地域における降水量 ロ 前号イから二までに掲げる事項及び放流先の状況</p> <p>第26条 法第33条第2項に規定する技術的細目のうち、同条第1項第3号に関するものは、次に掲げるものとする。 一 開発区域内の排水施設は、国土交通省令で定めるところにより、開発区域の規模、地形、予定建築物等の用途、降水量等から想定される汚水及び雨水を有効に排出できるように、管渠の勾配及び断面積が定められていること。 二 開発区域内の排水施設は、放流先の排水能力、利水の状況その他の状況を勘案して、開発区域内の下水を有効かつ適切に排出できるように、下水道、排水路その他の排水施設又は河川その他の公共の水域若しくは海域に接続していること。この場合において、放流先の排水能力によりやむを得ないと認められるときは、開発区域内において一時雨水を貯留する遊水池その他の適当な施設を設けることを妨げない。 三 雨水(処理された汚水及びその他の汚水でこれと同程度以上に清浄であるものを含む。)以外の下水は、原則として、暗渠によって排出できるように定められていること。</p> <p>都市計画法施行規則 第22条 排水施設の管渠の勾配及び断面積は、五年に一回の確率で想定される降雨強度値以上の降雨強度値を用いて算定した計画雨量並びに生活又は事業に起因し、又は附随する廃水量及び地下水量から算定した計画汚水量を有効に排出することができるように定めなければならない。</p> <p>第26条 令第29条の規定により定める技術的細目のうち、排水施設に関するものは、次に掲げるものとする。 一 排水施設は、堅固で耐久力を有する構造であること。</p>			<p>第7章 排水施設 (排水施設の設計) 第16 公共の用に供する排水管の設計は、次の各号により行われたものであること。 (1) 汚水管渠にあつては、計画時間最大汚水量を用いる。 (2) 雨水管渠にあつては、計画雨量を用いる。 (3) 合流管渠にあつては、計画時間最大汚水量と計画雨量の和を用いる。 (4) 設計流速は、次の表に掲げる数値による。</p> <table border="1" data-bbox="1825 598 2315 745"> <caption>(単位 毎秒メートル)</caption> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>最小流速</th> <th>最大流速</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>汚水管渠</td> <td>0.6</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>雨水管渠、合流管渠</td> <td>0.8</td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table> <p>(5) 排水管渠の流量は、次の式のいずれかにより算定する。</p> <p>(7) マニング式  <math display="block">Q = A \cdot V</math> <math display="block">V = \frac{1}{n} \cdot R^{\frac{2}{3}} \cdot I^{\frac{1}{2}}</math>                 ここで、Q：流量(m<sup>3</sup>/s)                  A：流水の断面積(m<sup>2</sup>)                  V：流速(m/s)                  n：粗度係数                  R：径深(m)                  P：流水の潤辺長(m)                  I：こう配</p> <p>(1) クッター式  <math display="block">Q = A \cdot V</math> <math display="block">V = \frac{23 + \frac{1}{n} + \frac{0.00155}{I}}{1 + \left(23 + \frac{0.00155}{I}\right) \sqrt{R}} \cdot \sqrt{R \cdot I}</math> <math display="block">= \frac{N \cdot R}{\sqrt{R + D}}</math>                 ここで、  <math display="block">N : \left(23 + \frac{1}{n} + \frac{0.00155}{I}\right) \sqrt{I}</math> <math display="block">D : \left(23 + \frac{0.00155}{I}\right) n</math></p>	区 分	最小流速	最大流速	汚水管渠	0.6	3	雨水管渠、合流管渠	0.8	3	<p>第9章 排水施設 (排水計画) 第29 排水施設の計画に当たっては、開発区域の規模、地形、予定建築物の用途及び周辺の状況を勘案し、雨水及び汚水を有効かつ適切に排出できるようにするものとする。 (排水施設の設計) 第30 公共の用に供する排水管の設計は、次の各号により行うものとする。 (1) 汚水管渠にあつては、計画時間最大汚水量を用いる。 (2) 雨水管渠にあつては、計画雨量を用いる。 (3) 合流管渠にあつては、計画時間最大汚水量と計画雨量の和を用いる。 (4) 設計流速は、次の表に掲げる数値によるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="2359 798 2878 945"> <caption>(単位 毎秒メートル)</caption> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>最小流速</th> <th>最大流速</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>汚水管渠</td> <td>0.6</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>雨水管渠、合流管渠</td> <td>0.8</td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table> <p>(5) 排水管渠の流量は、次の式のいずれかにより算定するものとする。</p> <p>(7) マニング式  <math display="block">Q = A \cdot V</math> <math display="block">V = \frac{1}{n} \cdot R^{\frac{2}{3}} \cdot I^{\frac{1}{2}}</math>                 Q：流 量 (m<sup>3</sup>/sec)                  A：流水の断面積 (m<sup>2</sup>)                  V：流 速 (m/sec)                  n：粗度係数 ( ) (m)                  R：径深 ( ) (m)                  I：勾 配 ( ) (m)</p> <p>(1) クッター式  <math display="block">Q = A \cdot V</math> <math display="block">V = \frac{23 + \frac{1}{n} + \frac{0.00155}{I}}{1 + \left(23 + \frac{0.00155}{I}\right) \sqrt{R}} \cdot \sqrt{R \cdot I}</math>                 Q：流 量 (m<sup>3</sup>/sec)                  A：流水の断面積 (m<sup>2</sup>)                  V：流 速 (m/sec)                  n：粗度係数 ( ) (m)                  R：径深 ( ) (m)                  I：勾 配 ( ) (m)</p> <p>2 管径は、汚水管にあつては 200 ミリメートル以上、雨水及び合流管にあつては、250 ミリメートル以上とする。 3 土かぶり、1メートル以上とする。</p>	区 分	最小流速	最大流速	汚水管渠	0.6	3	雨水管渠、合流管渠	0.8	3
区 分	最小流速	最大流速																				
汚水管渠	0.6	3																				
雨水管渠、合流管渠	0.8	3																				
区 分	最小流速	最大流速																				
汚水管渠	0.6	3																				
雨水管渠、合流管渠	0.8	3																				

法令（抜粋）	条 例	規 則	開発許可審査指針	開発指導基準（廃止）																																																																																																																																																																																																																																																																						
<p>二 排水施設は、コンクリート、れんがその他の耐久性の材料で造り、かつ、漏水を最少限度のものとする措置が講ぜられていること。</p> <p>三 公共の用に供する排水施設は、道路その他排水施設の維持管理上支障がない場所に設置されていること。</p> <p>四 公共の用に供する排水施設のうち暗渠である構造の部分の内径又は内のり幅は、20センチメートル以上であること。</p> <p>五 排水施設のうち暗渠である構造の部分の次に掲げる箇所には、ます又はマンホールが設けられていること。</p> <p>イ 公共の用に供する管渠の始まる箇所</p> <p>ロ 下水の流路の方向、勾配又は横断面が著しく変化する箇所。ただし、管渠の清掃に支障がないときは、この限りでない。</p> <p>ハ 管渠の長さがその内径又は内のり幅の百二十倍をこえない範囲において管渠の維持管理上必要な箇所</p> <p>六 ます又はマンホールの底には、もっぱら雨水を排除すべきますにあつては深さが十五センチメートル以上のどろだめが、その他のます又はマンホールにあつてその接続する管渠の内径又は内のり幅に応じ相当の幅のインバートが設けられていること。</p>			<p>2 計画雨水量は、次の式により算定されたものであること。 （合理式）</p> $Q = \frac{1}{360} C \cdot I \cdot A$ <p>ここで、Q：計画雨量（m<sup>3</sup>/sec） C：流出係数（別記） I：降雨強度（mm/h） A：集水面積（ha）</p> <p>3 降雨強度は、長野県土木部河川課の「長野県内の降雨強度式（最新版）」により算定されたものであること。</p> <p>（別記） 流出係数は、「下水道施設計画・設計指針と解説」（社）日本下水道協会）に定める次の表の数値を標準とする。</p> <table border="1" data-bbox="1834 884 2312 1194"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>流出係数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>屋 根</td> <td>0.85～0.95</td> </tr> <tr> <td>道 路</td> <td>0.80～0.90</td> </tr> <tr> <td>その他の不浸透面</td> <td>0.75～0.85</td> </tr> <tr> <td>水 面</td> <td>1.00</td> </tr> <tr> <td>間 地</td> <td>0.10～0.30</td> </tr> <tr> <td>芝、樹木の多い公園</td> <td>0.05～0.25</td> </tr> <tr> <td>勾配の緩い山地</td> <td>0.20～0.40</td> </tr> <tr> <td>勾配の急な山地</td> <td>0.40～0.60</td> </tr> </tbody> </table> <p>（流出抑滞施設） 第17 雨水流出機構の変化が予想される開発行為において、政令第26条第2号の規定による一時雨水を貯留する防災調整池その他の流出抑滞措置を講ずる場合は、長野県土木部河川課の「流域開発に伴う防災調整池等技術基準」（平成7年）によるものであること。</p> <p>（浸透施設） 第18 浸透施設を設ける場合は、建設省建設経済局民間宅地指導室監修「宅地開発に伴い設置される浸透施設等設置技術指針」によることを標準とする。</p>	種 別	流出係数	屋 根	0.85～0.95	道 路	0.80～0.90	その他の不浸透面	0.75～0.85	水 面	1.00	間 地	0.10～0.30	芝、樹木の多い公園	0.05～0.25	勾配の緩い山地	0.20～0.40	勾配の急な山地	0.40～0.60	<p>4 計画雨水量は、次の式により算定するものとする。 （合理式）</p> $Q = \frac{1}{360} C \cdot I \cdot A$ <p>ここで、Q：計画雨量（m<sup>3</sup>/sec） C：流出係数（別記） I：降雨強度（mm/h） A：集水面積（ha）</p> <p>降雨強度は、次の式により算定するか又は別表1によること。</p> $I = \frac{a}{t + b} \quad \begin{matrix} I: \text{降雨強度 (mm/h)} \\ t: \text{流速時間} \\ a, b: \text{定数 (別表2)} \end{matrix}$ <p>（別記） 流出係数は、次の表のとおりとすること。</p> <table border="1" data-bbox="2368 793 2873 877"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>流出係数</th> <th>種 別</th> <th>流出係数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>屋 根</td> <td>0.85～0.95</td> <td>間 地</td> <td>0.40～0.60</td> </tr> <tr> <td>道 路</td> <td>0.85～0.95</td> <td>芝・樹木の多い公園</td> <td>0.30～0.40</td> </tr> <tr> <td>その他の不浸透面</td> <td>0.75～0.85</td> <td>勾配のゆるい山地</td> <td>0.60～0.70</td> </tr> <tr> <td>水 面</td> <td>1.0</td> <td>勾配の急な山地</td> <td>0.70～0.80</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表1 設計降雨強度表</p> <table border="1" data-bbox="2368 953 2873 1432"> <thead> <tr> <th rowspan="2">地 域</th> <th rowspan="2">確率年</th> <th colspan="6">流 速 時 間</th> <th rowspan="2">備 考</th> </tr> <tr> <th>5 年 度 確 率</th> <th>10 分</th> <th>20 分</th> <th>30 分</th> <th>10 分</th> <th>20 分</th> <th>30 分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>南 佐 久 郡</td> <td>64</td> <td>49</td> <td>38</td> <td>93</td> <td>65</td> <td>54</td> <td>1 集水面積50ha以下の場合は10分確率による</td> </tr> <tr> <td>北佐久郡 小諸市 佐久市</td> <td>62</td> <td>44</td> <td>33</td> <td>86</td> <td>60</td> <td>49</td> <td></td> </tr> <tr> <td>小 県 郡 上 田 市</td> <td>61</td> <td>43</td> <td>33</td> <td>74</td> <td>52</td> <td>43</td> <td></td> </tr> <tr> <td>諏訪 茅野市 岡谷市 諏訪市</td> <td>59</td> <td>42</td> <td>28</td> <td>67</td> <td>47</td> <td>39</td> <td>2 集水面積51～100haの場合は20分確率による</td> </tr> <tr> <td>高 速 町 長 谷 村</td> <td>54</td> <td>40</td> <td>30</td> <td>75</td> <td>53</td> <td>43</td> <td></td> </tr> <tr> <td>上伊豆郡のうち上記以外の町 伊豆市 島田市</td> <td>86</td> <td>61</td> <td>47</td> <td>110</td> <td>77</td> <td>64</td> <td>3 集水面積101～500haの場合は30分確率による</td> </tr> <tr> <td>長野市 上野原 高瀬町 軽井沢 上田 大町 松本市</td> <td>88</td> <td>62</td> <td>47</td> <td>123</td> <td>87</td> <td>71</td> <td></td> </tr> <tr> <td>下伊豆郡のうち上記以外の町村</td> <td>102</td> <td>72</td> <td>55</td> <td>138</td> <td>97</td> <td>79</td> <td></td> </tr> <tr> <td>木曾郡のうち上記以外の町村</td> <td>59</td> <td>42</td> <td>32</td> <td>72</td> <td>51</td> <td>42</td> <td></td> </tr> <tr> <td>木曾郡のうち上記以外の町村</td> <td>89</td> <td>63</td> <td>48</td> <td>133</td> <td>93</td> <td>77</td> <td></td> </tr> <tr> <td>東筑摩郡 塩尻市 松本市</td> <td>37</td> <td>26</td> <td>19</td> <td>48</td> <td>34</td> <td>28</td> <td></td> </tr> <tr> <td>南 安 曇 郡</td> <td>53</td> <td>38</td> <td>28</td> <td>60</td> <td>42</td> <td>34</td> <td></td> </tr> <tr> <td>北 安 曇 郡 大 町 市</td> <td>48</td> <td>34</td> <td>26</td> <td>63</td> <td>44</td> <td>36</td> <td></td> </tr> <tr> <td>埴科郡 更級郡 更級市</td> <td>61</td> <td>43</td> <td>33</td> <td>74</td> <td>52</td> <td>43</td> <td></td> </tr> <tr> <td>上高井郡 下高井郡 (原野町を除く) 中野市 須坂市</td> <td>44</td> <td>32</td> <td>24</td> <td>57</td> <td>41</td> <td>33</td> <td></td> </tr> <tr> <td>野沢温泉村 下水内郡 飯山市 中条村 小川村 長野市</td> <td>51</td> <td>36</td> <td>28</td> <td>73</td> <td>51</td> <td>42</td> <td></td> </tr> <tr> <td>上水内郡のうち上記以外の町村</td> <td>43</td> <td>30</td> <td>23</td> <td>54</td> <td>38</td> <td>31</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>別表2 地区別降雨強度式</p> <table border="1" data-bbox="2368 1528 2873 1793"> <thead> <tr> <th>地 区</th> <th>確率年</th> <th>5 年</th> <th>10 年</th> <th>30 年</th> <th>50 年</th> <th>100 年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">長 野</td> <td></td> <td>2625</td> <td>3375</td> <td>4125</td> <td>4500</td> <td>5525</td> </tr> <tr> <td>t +15</td> <td>t +15</td> <td>t +15</td> <td>t +15</td> <td>t +15</td> <td>t +25</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">松 本</td> <td></td> <td>2800</td> <td>3600</td> <td>3750</td> <td>4125</td> <td>6300</td> </tr> <tr> <td>t +20</td> <td>t +20</td> <td>t +20</td> <td>t +15</td> <td>t +15</td> <td>t +30</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">諏 訪</td> <td></td> <td>3200</td> <td>4000</td> <td>4800</td> <td>5525</td> <td>5950</td> </tr> <tr> <td>t +20</td> <td>t +20</td> <td>t +20</td> <td>t +20</td> <td>t +25</td> <td>t +25</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">軽 井 沢</td> <td></td> <td>2625</td> <td>3375</td> <td>4125</td> <td>4500</td> <td>5600</td> </tr> <tr> <td>t +15</td> <td>t +15</td> <td>t +15</td> <td>t +15</td> <td>t +15</td> <td>t +20</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">飯 田</td> <td></td> <td>3600</td> <td>4500</td> <td>6300</td> <td>6750</td> <td>7200</td> </tr> <tr> <td>t +30</td> <td>t +30</td> <td>t +30</td> <td>t +30</td> <td>t +30</td> <td>t +30</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注）別表1及び別表2の強度式の適用範囲は、各地区の標準的なものであるので、強度の異なる地区に隣接する場合は、いずれの式を適用することが適当か開発位置に照らして決定すること。</p>	種 別	流出係数	種 別	流出係数	屋 根	0.85～0.95	間 地	0.40～0.60	道 路	0.85～0.95	芝・樹木の多い公園	0.30～0.40	その他の不浸透面	0.75～0.85	勾配のゆるい山地	0.60～0.70	水 面	1.0	勾配の急な山地	0.70～0.80	地 域	確率年	流 速 時 間						備 考	5 年 度 確 率	10 分	20 分	30 分	10 分	20 分	30 分	南 佐 久 郡	64	49	38	93	65	54	1 集水面積50ha以下の場合は10分確率による	北佐久郡 小諸市 佐久市	62	44	33	86	60	49		小 県 郡 上 田 市	61	43	33	74	52	43		諏訪 茅野市 岡谷市 諏訪市	59	42	28	67	47	39	2 集水面積51～100haの場合は20分確率による	高 速 町 長 谷 村	54	40	30	75	53	43		上伊豆郡のうち上記以外の町 伊豆市 島田市	86	61	47	110	77	64	3 集水面積101～500haの場合は30分確率による	長野市 上野原 高瀬町 軽井沢 上田 大町 松本市	88	62	47	123	87	71		下伊豆郡のうち上記以外の町村	102	72	55	138	97	79		木曾郡のうち上記以外の町村	59	42	32	72	51	42		木曾郡のうち上記以外の町村	89	63	48	133	93	77		東筑摩郡 塩尻市 松本市	37	26	19	48	34	28		南 安 曇 郡	53	38	28	60	42	34		北 安 曇 郡 大 町 市	48	34	26	63	44	36		埴科郡 更級郡 更級市	61	43	33	74	52	43		上高井郡 下高井郡 (原野町を除く) 中野市 須坂市	44	32	24	57	41	33		野沢温泉村 下水内郡 飯山市 中条村 小川村 長野市	51	36	28	73	51	42		上水内郡のうち上記以外の町村	43	30	23	54	38	31		地 区	確率年	5 年	10 年	30 年	50 年	100 年	長 野		2625	3375	4125	4500	5525	t +15	t +15	t +15	t +15	t +15	t +25	松 本		2800	3600	3750	4125	6300	t +20	t +20	t +20	t +15	t +15	t +30	諏 訪		3200	4000	4800	5525	5950	t +20	t +20	t +20	t +20	t +25	t +25	軽 井 沢		2625	3375	4125	4500	5600	t +15	t +15	t +15	t +15	t +15	t +20	飯 田		3600	4500	6300	6750	7200	t +30	t +30	t +30	t +30	t +30	t +30
種 別	流出係数																																																																																																																																																																																																																																																																									
屋 根	0.85～0.95																																																																																																																																																																																																																																																																									
道 路	0.80～0.90																																																																																																																																																																																																																																																																									
その他の不浸透面	0.75～0.85																																																																																																																																																																																																																																																																									
水 面	1.00																																																																																																																																																																																																																																																																									
間 地	0.10～0.30																																																																																																																																																																																																																																																																									
芝、樹木の多い公園	0.05～0.25																																																																																																																																																																																																																																																																									
勾配の緩い山地	0.20～0.40																																																																																																																																																																																																																																																																									
勾配の急な山地	0.40～0.60																																																																																																																																																																																																																																																																									
種 別	流出係数	種 別	流出係数																																																																																																																																																																																																																																																																							
屋 根	0.85～0.95	間 地	0.40～0.60																																																																																																																																																																																																																																																																							
道 路	0.85～0.95	芝・樹木の多い公園	0.30～0.40																																																																																																																																																																																																																																																																							
その他の不浸透面	0.75～0.85	勾配のゆるい山地	0.60～0.70																																																																																																																																																																																																																																																																							
水 面	1.0	勾配の急な山地	0.70～0.80																																																																																																																																																																																																																																																																							
地 域	確率年	流 速 時 間						備 考																																																																																																																																																																																																																																																																		
		5 年 度 確 率	10 分	20 分	30 分	10 分	20 分		30 分																																																																																																																																																																																																																																																																	
南 佐 久 郡	64	49	38	93	65	54	1 集水面積50ha以下の場合は10分確率による																																																																																																																																																																																																																																																																			
北佐久郡 小諸市 佐久市	62	44	33	86	60	49																																																																																																																																																																																																																																																																				
小 県 郡 上 田 市	61	43	33	74	52	43																																																																																																																																																																																																																																																																				
諏訪 茅野市 岡谷市 諏訪市	59	42	28	67	47	39	2 集水面積51～100haの場合は20分確率による																																																																																																																																																																																																																																																																			
高 速 町 長 谷 村	54	40	30	75	53	43																																																																																																																																																																																																																																																																				
上伊豆郡のうち上記以外の町 伊豆市 島田市	86	61	47	110	77	64	3 集水面積101～500haの場合は30分確率による																																																																																																																																																																																																																																																																			
長野市 上野原 高瀬町 軽井沢 上田 大町 松本市	88	62	47	123	87	71																																																																																																																																																																																																																																																																				
下伊豆郡のうち上記以外の町村	102	72	55	138	97	79																																																																																																																																																																																																																																																																				
木曾郡のうち上記以外の町村	59	42	32	72	51	42																																																																																																																																																																																																																																																																				
木曾郡のうち上記以外の町村	89	63	48	133	93	77																																																																																																																																																																																																																																																																				
東筑摩郡 塩尻市 松本市	37	26	19	48	34	28																																																																																																																																																																																																																																																																				
南 安 曇 郡	53	38	28	60	42	34																																																																																																																																																																																																																																																																				
北 安 曇 郡 大 町 市	48	34	26	63	44	36																																																																																																																																																																																																																																																																				
埴科郡 更級郡 更級市	61	43	33	74	52	43																																																																																																																																																																																																																																																																				
上高井郡 下高井郡 (原野町を除く) 中野市 須坂市	44	32	24	57	41	33																																																																																																																																																																																																																																																																				
野沢温泉村 下水内郡 飯山市 中条村 小川村 長野市	51	36	28	73	51	42																																																																																																																																																																																																																																																																				
上水内郡のうち上記以外の町村	43	30	23	54	38	31																																																																																																																																																																																																																																																																				
地 区	確率年	5 年	10 年	30 年	50 年	100 年																																																																																																																																																																																																																																																																				
長 野		2625	3375	4125	4500	5525																																																																																																																																																																																																																																																																				
	t +15	t +15	t +15	t +15	t +15	t +25																																																																																																																																																																																																																																																																				
松 本		2800	3600	3750	4125	6300																																																																																																																																																																																																																																																																				
	t +20	t +20	t +20	t +15	t +15	t +30																																																																																																																																																																																																																																																																				
諏 訪		3200	4000	4800	5525	5950																																																																																																																																																																																																																																																																				
	t +20	t +20	t +20	t +20	t +25	t +25																																																																																																																																																																																																																																																																				
軽 井 沢		2625	3375	4125	4500	5600																																																																																																																																																																																																																																																																				
	t +15	t +15	t +15	t +15	t +15	t +20																																																																																																																																																																																																																																																																				
飯 田		3600	4500	6300	6750	7200																																																																																																																																																																																																																																																																				
	t +30	t +30	t +30	t +30	t +30	t +30																																																																																																																																																																																																																																																																				

法令（抜粋）	条 例	規 則	開発許可審査指針	開発指導基準（廃止）																																																																																																									
<p>都市計画法 第33条第1項 六 当該開発行為の目的に照らして、開発区域における利便の増進と開発区域及びその周辺の地域における環境の保全とが図られるように公共施設、学校その他の公益的施設及び開発区域内において予定される建築物の用途の配分が定められていること。</p> <p>都市計画法施行令 第27条 主として住宅の建築の用に供する目的で行なう20ヘクタール以上の開発行為にあっては、当該開発行為の規模に応じ必要な教育施設、医療施設、交通施設、購買施設その他の公益的施設が、それぞれの機能に応じ居住者の有効な利用が確保されるような位置及び規模で配置されていなければならない。ただし、周辺の状況により必要がないと認められるときは、この限りでない。</p> <p>第23条 開発区域の面積が20ヘクタール以上の開発行為について開発許可を申請しようとする者は、あらかじめ、次に掲げる者（開発区域の面積が40ヘクタール未満の開発行為にあっては、第三号及び第四号に掲げる者を除く。）と協議しなければならない。</p> <p>一 当該開発区域内に居住することとなる者に関係がある義務教育施設の設置義務者</p> <p>二 当該開発区域を給水区域を含む水道法第3条第5項に規定する水道事業者</p> <p>三 当該開発区域を供給区域を含む電気事業法第2条第1項第2号に規定する一般電気事業者及びガス事業法第2条第2項に規定する一般ガス事業者</p> <p>四 当該開発行為に関係がある鉄道事業法による鉄道事業者及び軌道法による軌道経営者</p>			<p>第8章 公益施設 （設置基準） 第19 政令第27条の規定による公益的施設は、次の表を参考として配置するものとし、あらかじめ、設置義務者等と協議されたものであること。</p> <table border="1" data-bbox="1795 441 2315 777"> <thead> <tr> <th>開発規模</th> <th>20ha-40ha</th> <th>40ha-60ha</th> <th>60ha-120ha</th> <th>120ha以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医療施設</td> <td>診療所（巡回） 1箇所</td> <td>診療所 2箇所</td> <td>診療所 2箇所</td> <td>3箇所以上、4000人につき1箇所</td> </tr> <tr> <td>交通施設</td> <td colspan="4">バスストップ</td> </tr> <tr> <td>購買施設</td> <td colspan="4">必要に応じて設置する</td> </tr> <tr> <td>福祉施設</td> <td colspan="4">必要に応じて設置する</td> </tr> <tr> <td>警察派出所</td> <td>1箇所</td> <td>1箇所</td> <td>1箇所</td> <td>1箇所以上</td> </tr> <tr> <td>消防派出所</td> <td></td> <td>1箇所</td> <td>2箇所</td> <td>2箇所以上</td> </tr> <tr> <td>集会施設</td> <td>集会所 1箇所</td> <td>集会所 2箇所</td> <td>集会所 3箇所</td> <td>3箇所以上、4000人につき1箇所</td> </tr> <tr> <td>通信施設</td> <td colspan="4">ポスト・公衆電話</td> </tr> </tbody> </table>	開発規模	20ha-40ha	40ha-60ha	60ha-120ha	120ha以上	医療施設	診療所（巡回） 1箇所	診療所 2箇所	診療所 2箇所	3箇所以上、4000人につき1箇所	交通施設	バスストップ				購買施設	必要に応じて設置する				福祉施設	必要に応じて設置する				警察派出所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所以上	消防派出所		1箇所	2箇所	2箇所以上	集会施設	集会所 1箇所	集会所 2箇所	集会所 3箇所	3箇所以上、4000人につき1箇所	通信施設	ポスト・公衆電話				<p>第10章 公益施設 （設置基準） 第31 政令第27条の規定による公益的施設は、次の表を標準として配置するものとする。</p> <table border="1" data-bbox="2350 409 2878 745"> <thead> <tr> <th>開発規模</th> <th>20ha-40ha</th> <th>40ha-60ha</th> <th>60ha-120ha</th> <th>120ha以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教育施設 幼稚園（保育園）</td> <td>1箇所</td> <td>2箇所</td> <td>3箇所</td> <td>3箇所以上、4000人につき1箇所</td> </tr> <tr> <td>小学校</td> <td></td> <td>1箇所</td> <td>2箇所</td> <td>2箇所以上、8000人につき1箇所</td> </tr> <tr> <td>中学校</td> <td></td> <td></td> <td>1箇所</td> <td>1箇所以上、16000人につき1箇所</td> </tr> <tr> <td>医療施設</td> <td>診療所（巡回） 1箇所</td> <td>診療所 2箇所</td> <td>診療所 2箇所</td> <td>3箇所以上、4000人につき1箇所</td> </tr> <tr> <td>交通施設</td> <td colspan="4">バスストップ</td> </tr> <tr> <td>購買施設</td> <td colspan="4">必要に応じて設置する</td> </tr> <tr> <td>福祉施設</td> <td colspan="4">必要に応じて設置する</td> </tr> <tr> <td>警察派出所</td> <td>1箇所</td> <td>1箇所</td> <td>1箇所</td> <td>1箇所以上</td> </tr> <tr> <td>消防派出所</td> <td></td> <td>1箇所</td> <td>2箇所</td> <td>2箇所以上</td> </tr> <tr> <td>集会施設</td> <td>集会所 1箇所</td> <td>集会所 2箇所</td> <td>集会所 3箇所</td> <td>3箇所以上、4000人につき1箇所</td> </tr> <tr> <td>通信施設</td> <td colspan="4">ポスト・公衆電話</td> </tr> </tbody> </table>	開発規模	20ha-40ha	40ha-60ha	60ha-120ha	120ha以上	教育施設 幼稚園（保育園）	1箇所	2箇所	3箇所	3箇所以上、4000人につき1箇所	小学校		1箇所	2箇所	2箇所以上、8000人につき1箇所	中学校			1箇所	1箇所以上、16000人につき1箇所	医療施設	診療所（巡回） 1箇所	診療所 2箇所	診療所 2箇所	3箇所以上、4000人につき1箇所	交通施設	バスストップ				購買施設	必要に応じて設置する				福祉施設	必要に応じて設置する				警察派出所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所以上	消防派出所		1箇所	2箇所	2箇所以上	集会施設	集会所 1箇所	集会所 2箇所	集会所 3箇所	3箇所以上、4000人につき1箇所	通信施設	ポスト・公衆電話			
開発規模	20ha-40ha	40ha-60ha	60ha-120ha	120ha以上																																																																																																									
医療施設	診療所（巡回） 1箇所	診療所 2箇所	診療所 2箇所	3箇所以上、4000人につき1箇所																																																																																																									
交通施設	バスストップ																																																																																																												
購買施設	必要に応じて設置する																																																																																																												
福祉施設	必要に応じて設置する																																																																																																												
警察派出所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所以上																																																																																																									
消防派出所		1箇所	2箇所	2箇所以上																																																																																																									
集会施設	集会所 1箇所	集会所 2箇所	集会所 3箇所	3箇所以上、4000人につき1箇所																																																																																																									
通信施設	ポスト・公衆電話																																																																																																												
開発規模	20ha-40ha	40ha-60ha	60ha-120ha	120ha以上																																																																																																									
教育施設 幼稚園（保育園）	1箇所	2箇所	3箇所	3箇所以上、4000人につき1箇所																																																																																																									
小学校		1箇所	2箇所	2箇所以上、8000人につき1箇所																																																																																																									
中学校			1箇所	1箇所以上、16000人につき1箇所																																																																																																									
医療施設	診療所（巡回） 1箇所	診療所 2箇所	診療所 2箇所	3箇所以上、4000人につき1箇所																																																																																																									
交通施設	バスストップ																																																																																																												
購買施設	必要に応じて設置する																																																																																																												
福祉施設	必要に応じて設置する																																																																																																												
警察派出所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所以上																																																																																																									
消防派出所		1箇所	2箇所	2箇所以上																																																																																																									
集会施設	集会所 1箇所	集会所 2箇所	集会所 3箇所	3箇所以上、4000人につき1箇所																																																																																																									
通信施設	ポスト・公衆電話																																																																																																												